

千葉市告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 4月 1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 大川健哉
住所 千葉市稲毛区園生町391番地99
- 2 包括外部監査契約の期間の始期
平成31年4月1日
- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び諸経費の額の合算
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、執務費用及び諸経費については、上半期に要した額を支払うことができる。